

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（第15回） 議事要旨

1. 日 時 2024年3月25日（月）午前10時～午前11時30分
2. 開催方法 ウェブ会議
3. 議 題 (1) 約束手形等に関する最近の動向（中小企業庁説明）
 (2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの
 取組みについて（全銀電子債権ネットワーク説明）
 (3) 金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について
 （事務局説明）

4. 議事概要

(1) 約束手形等に関する最近の動向

- ① 中小企業庁から、約束手形等に関する最近の動向について、資料に沿って以下のとおり説明。
 - 2023年10月～12月に実施された、各業界団体による自主行動計画フォローアップ調査および中小企業庁による取引条件改善状況調査の結果によると、受注者側の支払代金の受取方法は、約7割の事業者において全てが現金払いとなっており、残りの約3割で利用されている手形等の支払期日に関しては、8割超が60日を超える長さとなっている。（3頁）
 - 発注者側の手形サイト60日以内への変更予定については、約6割の事業者は変更の予定と回答。約束手形の廃止については、約9割の事業者が時期にばらつきはあるものの、廃止の方向。廃止予定がない事業者の理由としては、「資金繰りの問題」が最も多い。（4頁）
 - 2026年の約束手形利用廃止に向けた取組の促進が閣議決定された事について、全体では、「知っている」が9割弱となっている。（5頁）
 - 2024年2月～3月にかけて、約束手形の指導基準の変更（120日（繊維業は90日）⇒業種を問わず60日）等についてパブリックコメントを実施した。2024年4月中を目途に指導基準の確定を公表後、半年程度の周知期間をおいて、2024年11月1日から行政指導の運用を開始予定。（10～11頁）
 - 手形サイト短縮の取組みだけでなく、政府方針である2026年までの約束手形の利用の廃止に向けても、各業界団体・企業に対して積極的な取組みを要請する予定。（12頁）

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 全体のうち、下請法の適用対象となる手形の割合はどの程度か。下請法の適用対象外の手形についてもサイトの短縮を要請していくことと思われるが、法的拘束力の有無によって取組状況に差が出るのではないかと考える。

⇒（中小企業庁）

事業者へのヒアリングを踏まえると、業種によっても状況は異なるが、取引数・金額ベースともに5割弱程度が下請法適用対象の取引であり、サプライチェーンの上流の大企業であっても、2～3割の取引が下請法適用対象の取引であるという感触を持っている。業種によっても偏りがあり、印刷業などの中小企業が多い業種は下請法適用対象の取引が5割を超える場合がある。

【委員】

- 資料4頁について、12.2%の事業者が「約束手形の利用の廃止予定はない」と回答している。2026年度末までの手形・小切手の全面電子化を目指す中で、約束手形の利用廃止を実現できるか、どのような感触を持っているか。

⇒（中小企業庁）

本アンケート調査は、あくまで下請法の対象取引における下請代金の支払について、約束手形の利用廃止予定の有無を聞いたものである。今後、指導基準を60日以内に変更する方向感であるが、現在、下請代金の支払に係る手形の廃止について、法的拘束力はない。今後、指導基準を0日、つまり、下請法上、現金払いと約束手形の支払いのタイミングを同一にできれば、約束手形の利用廃止につながると考えている。

【委員】

- 手形サイトの指導基準を60日とすることについて、規模の小さい事業者の資金繰り負担の軽減に繋がることから、事業者に対しヒアリングを行っているところ、特段問題視する意見は聞いていない。
- サプライチェーン全体で、手形や電子記録債権の支払サイトの短縮や取引適正化の取組みは重要であり、事業者に対し当所からも支援を行っていく。金融機関におかれても、事業者からの資金繰り支援の相談に対して親身に対応してもらいたい。

(2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けたでんさいネットの取組みについて

- ① (株)全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」という)から、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けたでんさいネットの取組みについて、資料に沿って説明。
- でんさいの普及状況について、2023年の発生記録請求件数は約689万件(前年比約125万件)、利用契約件数は約67万件(前年比約1.9万件)であり、いずれも前年比の増加幅は引き続き高い水準を維持している。また企業規模別で見ると、中小企業を中心に満遍なく増加の傾向にある。(1～2頁)
 - 「でんさい」の利用件数は順調に伸長しているが、いずれかの金融機関のインターネット・バンキング(IB)契約が必要(間接アクセス)。IBを提供していない金融機関の取引先や、IBの基本手数料等の負担がネックになっている事業者においては利用が進みにくい。こうした状況下、インターネット環境が不十分な企業や手形の利用頻度が高くない企業には必ずしも電子化へのインセンティブが高くない状況と推察。このことから、新たな利用チャネルである「でんさいライト」を2024年後半にリリース予定。(3～4頁)
 - 手形・小切手利用企業かつでんさい未利用企業(未契約+未稼働)に対し、手形・小切手機能の全面的な電子化とともに、でんさいの認知・でんさいの導入を適切に支援する環境の整備に資する普及促進施策を実施(①「でんさい推進強化月間」の実施、②企業向け「オンラインセミナー」の開催、③企業向け「Web説明会」等の実施)。(7頁)
 - 企業向けに開催したオンラインセミナーのアンケートにおいては、約4割が(本セミナー参加前は)政府方針を認知していなかった」と回答した。また、金融界における手形・小切手機能の全面的な電子化の取組みの認知経路として、「取引金融機関の担当者、ウェブサイト」が最多であった。(8頁)
 - でんさいを利用契約したがでんさいを利用していない理由、あるいは未契約の理由については、多いものから順に「仕組みや使い方がわからない・むずかしそう」、「取引の相手方が使っていない」、「社内事務手順・会計システム等の体制整備が整わない」であった。これらへの対応策として、「取引金融機関の担当者への問い合わせを案内」、「でんさいネットウェブサイト」に「各種案内状」のサンプルを掲載、「企業の契約有無が確認できる「お取引先でんさい利用状況検索サービス」を設置」、「でんさいネットウェブサイトコンテンツ「ご検討からご利用開始まで」等を掲載」等をはじめとした施策を取った。(9～10頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- ▶ オンラインセミナーのアンケート結果（資料 8 頁）によると、約 4 割が「(本セミナー参加前は) 政府方針を認知していなかった」と回答しており、認知度が課題である。事業者が廃止の方針を認知すればでんさい等への切り替えも進むと思われるため、政府・産業界・金融界が一体となってこれまで以上に周知を強化していく必要がある。
- ▶ 例えば、2023 年 10 月のインボイス制度の導入の際にも、直前になって対応が間に合わない等の反応が多く見られたところ、手形・小切手の電子化についても同様であると思料。事業者のためにも、より早期の周知が必要である。

【委員】

- ▶ 先ほどの中小企業庁の調査結果では「2026 年約束手形利用廃止」について産業界では 9 割程度が認知されていた一方で、オンラインセミナーのアンケート結果（資料 8 頁）における政府方針の認知度では 6 割程度に留まっており、引き続き周知活動が必要であると感じた。認知経路については、取引金融機関を通じて認知した参加者が最多とのことであり、当行としても引き続き周知活動を徹底していく。また、でんさいライトは非常に期待感のある商品であり、でんさいネットと金融機関が一体となって利用を拡大していきたい。

(3) 金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について

- ① 事務局から、金融界における自主行動計画のフォローアップの状況等について、資料に沿って説明。
- ▶ 2023 年の電子交換所交換枚数（手形・小切手）は、2,468 万枚（手形 1,234 万枚、小切手 1,234 万枚）であり、2026 年度末までにゼロにするためには、毎年 822 万枚（手形 411 万枚、小切手 411 万枚）減らしていく必要がある。（2 頁）
 - ▶ 約束手形等の発行枚数は大幅に減少したが、これは 2022 年度の手数料見直しに伴う駆込み需要等の反動によるものと推察。（3 頁）
 - ▶ 2022 年から 2023 年の発行枚数の減少率は都市銀行が最も大きく▲64.1%、次いで JA・マリンバンクが▲44.6%であった。2023 年の手形・小切手合計の発行枚数の業態別比率は、地方銀行、信用金庫、都市銀行の順に多く、3 業態で全体の約 85% を占める。2023 年の持帰枚数の業態別比率は、地方銀行、都市銀行、信用金庫の

順に多く、3業態で全体の約87%を構成する。(3～5頁)

- 2023年のフォローアップの評価として、2022年に続き、多くの評価項目において進捗状況が改善。また、2022年度の調査報告書において2023年度以降の取組みとして掲げた事項は、全て2023年度内に着手。一方、年間削減目標(約822万枚)を踏まえると、更なる取組強化が必要な状況であり、引き続き官民一体、産業界と金融界が一体となった電子化促進が重要である。(7～8頁)
- 2023年度は、手形・小切手の利用実態調査の結果を踏まえ、政府・産業界と連携し、一層の周知活動を実施した。個別行においても手形・小切手の全面的な電子化に向けた施策が加速した。しかし、2023年度の周知活動における利用者の反応を踏まえると、手形・小切手の利用廃止の政府方針や、全銀協等の全面電子化に向けた取組みに関する周知活動は道半ば。2024年度は、引き続き政府・産業界・金融界が連携して、ワンボイスで手形・小切手の廃止／電子化に関する周知等を実施するとともに、年度末を目途に中間的評価を取りまとめる予定。(9頁)

② 質疑応答・意見交換

【委員】

- 2023年度は、利用実態調査によって全面電子化の方針に関する認知度が低いことが判明したことを皮切りに、全銀協による周知活動や個別金融機関による取組み等、金融界が一丸となって取り組んだ1年であった。
- 当行においても全面電子化の取組みを知らないといった顧客の声が多く、手形・小切手帳の表紙への広告掲載を1月より開始した他、顧客(約1.6万社)に対し、営業担当から直接ご案内し、課題や今後の全面電子化のご予定をヒアリングした。ヒアリングでは、電子化の受け入れ態勢の整備や、自社の業務フロー変更に係る負担等の課題等があり、2026年度末までの全面電子化に向けた計画が立てられていないといった声が多くあった。今後も、認知度の向上に加えて顧客の課題に合わせたアクションを強化し、追加的な施策を展開していきたい。
- 来年度(2024年度)は、でんさいライトのリリースや手形支払サイトの見直し等、顧客の支払環境・条件等が変化する年であると思料。政府・産業界・金融界が連携し、全面電子化に向けた取組みを一層加速させていきたい。

【金融庁】

- 2024年度に実施予定の中間的評価に向けて、中小企業庁、でんさいネットおよび事務局による取組みにも見られるように、事業者が抱えるボトルネックを把握のうえ、それらに対するきめ細かな対応を実施し、金融界全体で取組みを加速させて

いくことが重要である。全面電子化の取組みを一層進めるために、当庁としても関係省庁・産業界・金融界と連携していきたい。

(以 上)